

最高裁秘書第3283号

平成29年7月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

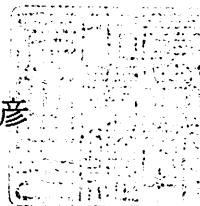
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第45号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年7月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年7月20日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらう旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第69期司法修習生に関する以下の文書

- ア 実務修習地決定の通知を発送した日付が分かる文書
- イ 修習資金ID通知書を発送した日付が分かる文書
- ウ 白表紙等の修習資料を発送した日付が分かる文書
- エ 全国の地方裁判所で実施された、司法修習予定者に対する事前ガイダンスの開催日時が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年4月27日付で不開示

の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 上記2の(1)のアについて

実務修習地については、第69期司法修習生が司法修習生採用内定者である時期に、その者らに対し、「予定」の組、番号、実務修習地及び班を記載した平成27年10月16日付け司法研修所事務局長通知「実務修習地等について」を同日付けで発送しているが、その「決定」は、その後の導入修習の初日に、「決定」した内容を記載した平成27年度（第69期）司法修習生組別一覧名簿を机上配布する方法により通知しており、別途同名簿の発送はしていない。

よって、(1)のアの文書は、作成又は取得していない。

イ 上記2の(1)のイについて

修習資金IDは、貸与申請書の受付事務が終わったものから付与するものであるところ、同IDが付与されるたびに、修習資金ID通知書をはがきで作成し、個別に発送している。同通知書には、作成日付の記載はなく、発送した日付についても控えていない。

よって、(1)のイの文書は、作成又は取得していない。

ウ 上記2の(1)のウについて

修習資料の発送は、契約により、受注業者（以下「業者」という。）が行っている。同契約上、発送日の指定は司法研修所の担当者が行うこととされているが、実際に発送をするのは業者であるところ、業者に対し、業務の完了に当たって報告を求めているのは、運送先ごとの到着日のみであり、発送日の報告は求めていないことから、上記の文書は存在しない。

よって、(1)のウの文書は、作成又は取得していない。

エ 上記2の(1)のエについて

司法研修所は、全国の地方裁判所において事前ガイダンスの開催の有無を

把握する必要がなく、また、全国の地方裁判所に報告を求めていない。

よって、(1)のエの文書は、作成又は取得していない。

オ したがって、原判断は相当である。